関西電力株式会社第97回定時株主総会における提案（大阪市・京都市）

別　紙

注　第15号議案から17号議案までは大阪市・京都市共同提案（３議案）

第18号議案から24号議案までは大阪市単独提案（７議案）

第25号議案から26号議案までは京都市単独提案（２議案）

**第15号議案　定款一部変更の件（１）　注　大阪市・京都市共同提案**

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第５条の２　本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

【提案の理由】

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

**第16号議案　定款一部変更の件（２）　注　大阪市・京都市共同提案**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

　（代替電源の確保）

　 　第48条　本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーの飛躍的な導入による自立分散型電源や同エネルギーから製造する水素の活用など、多様なエネルギー源を導入し、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

【提案の理由】

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のＩＰＰ・コジェネ買取を含むＭ＆Ａの強化等により供給力確保に最大限努めるとともに、再生可能エネルギーや同エネルギーから製造する水素の飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

**第17号議案　定款一部変更の件（３）　注　大阪市・京都市共同提案**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（事業形態の革新）

第49条　本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電気料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

【提案の理由】

　脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、

供給力の向上と電気料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配

電部門の所有分離を速やかに進めるべきである。

関西電力も、改正電気事業法の要請に応じるために、送配電事業については100%出資の子会社である関西電力送配電株式会社へ法的分離を行っているが、所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、さらなる事業形態の革新に取り組み、近年深刻化する災害等にも対応した送配電事業の実施と、競争的な市場環境の実現を図るべきである。

**第18号議案　定款一部変更の件（１）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発と安全性の確保）

第50条　本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

（１） 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策

（２） 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えな

い制度の創設

（３） 使用済み核燃料の最終処分方法の確立

２ 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。

　３　前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

【提案の理由】

原発に過酷事故が発生すると広範囲に回復不可能な甚大な被害が想定され株主利益を著しく棄損するだけでなく将来に過大な負担を残す恐れがあるため、今後、国民的議論を経て脱原発に向けた方針を確立すべきである。使用済核燃料の中間貯蔵施設の候補地が未だ決まらない厳しい状況を真摯に受け止め、関電は脱原発に向け速やかに原発を廃止すべきであり、供給計画も原発が稼働しない前提で定めるべきである。

電力需要抑制の取組みを強化し代替電源の確保に努めた上で必要最低限の範囲で原発を稼働させる場合も、万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済核燃料の最終処分方法の確立等極めて厳格な稼働条件を設定すべきである。

また、関電は国民の不安を払拭するためにも、国に対して原発再稼働判断と実効性ある避難計画の策定等安全確保に係る責任体制の明確化を求めるとともに本提案を実行し十分な説明責任を果たすべきである。

**第19号議案　定款一部変更の件（２）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

　本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（安全文化の醸成）

第51条　本会社は、原子力発電に関する安全の確保について、日常的に個々の社員が真剣に考え、活発に議論することを通じて、その質をより高め続けることのできる職場風土の醸成を図る。

【提案の理由】

原子力発電に関する安全確保の最終的な要素は、職員一人一人が安全性について常に自ら問い、疑問を公式、非公式に拘わらずどのような場でも臆せず議論できる健全な職場環境であるが、こうした職場環境を醸成することは経営者の責任であることから、こうした内容を定款に規定することにより、経営者の努力義務を明らかにすべきである。

**第20号議案　定款一部変更の件（３）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（再就職受入の禁止）

第５条の３　取締役、執行役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

【提案の理由】

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていくことが必要であり、取締役、執行役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

**第21号議案　定款一部変更の件（４）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

　「第１章　総則」に以下の条文を追加する。

（嘱託報酬等の開示）

第５条の４　取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等の有無、報酬額に関する情報は個別に開示する。

【提案の理由】

　関西電力は、退任した取締役に対して、株主に開示することなく取締役在任時の報酬カット分を嘱託報酬として補てんしていたことが、明らかになった。

過去の補てん報酬は全額返還されたが、今後は、元経営陣への不透明な退任後の報酬の支払いを防止し、株主への説明責任を果たすために、取締役及び執行役退任後の嘱託報酬契約等に関する情報を個別に開示すべきである。

**第22号議案　定款一部変更の件（５）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

　「第４章　取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

（取締役の定員の削減及び過半数の社外取締役の登用）

第20条　本会社の取締役は10名以内とし、その過半数を社外取締役とする。

【提案の理由】

関電が脱原発と安全性確保、発送電分離、再生可能エネルギー等の大規模導入といった事業形態の革新に向けて経営方針を大転換していくため、徹底したコスト削減と経営の機動性向上が必要である。

 　 また、国の責任体制が明確でない中、原発は司法判断により稼働が左右される不安定な電源として大きな経営リスクを孕んでおり、より高度な経営判断が求められる状況であることから、取締役には直面する経営課題に精通した外部人材を積極的に登用すべきである。

さらに役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、取締役会及び監査役会が十分に機能しないなど、コーポレート・ガバナンスが機能不全に陥ったことから、取締役会の経営監督機能を向上させ、経営の客観性及び透明性を高めるため、取締役のうち社外取締役を過半数とすること等を定款記載事項として恒久化すべきである。

**第23号議案　定款一部変更の件（６）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

　「第４章　取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

　第30条の２　途中退任者も含めた全ての取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

【提案の理由】

関西電力が、脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、安易な電気料金の値上げに繋がらないよう徹底したコスト削減を図ることはもとより、経営の透明性を一層高めることが必要である。

電気料金に関しては、前回の値下げによっても値上げ前の電気料金には、まだ戻ったとは言えない。

また、令和２年度における本提案は、株主からの提案の中で最も高い４割を超える賛成を得ており、株主のコストに対する意識は高いと思われる。

こうした状況も踏まえて、需要家へのコストに関する説明責任をしっかりと果たすべきであることから、期末時点に限定することなく、途中退任した者も含めた全ての取締役の報酬に関する情報を個別に開示すべきであり、また、定款記載事項として恒久化すべきである。

**第24号議案　定款一部変更の件（７）　注　大阪市単独提案**

▼提案の内容

　「第６章　執行役」に以下の条文を追加する。

(執行役の報酬の開示)

　第36条の２　途中退任者も含めた全ての執行役の報酬に関する情報は個別に開示する。

【提案の理由】

指名委員会等設置会社への移行に伴って設置された執行役は、業務執行機能が取締役から分離して設置された役職であり、関西電力における業務執行の決定及び業務の執行を行うものである。その権限と責任を鑑みた場合には、取締役に準じた扱いとすべきであり、執行役についても、需要家へのコストに関する説明責任の観点から、取締役の報酬に関する情報と同様に個別に開示すべきであり、また、定款記載事項として恒久化すべきである。加えて、執行役の選任については、不要な組織の肥大化やコスト増加につながることはあってはならず、常に必要最小限のものとすべきである。

**第25号議案　定款一部変更の件（１）　注　京都市単独提案**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第14章　脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第52条　本会社は、再生可能エネルギーを最大限導入するなど原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

２　 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

【提案の理由】

　　金品等受領問題は過去からの原発事業の歪みが招いたとの反省に立ち、リプレースを前提に次世代原子炉の技術検討を進める中期経営計画を見直し、原発に依存しない電力供給体制を実現するための検討へと舵を切る必要がある。そのことで社会課題を積極的に解決し持続的な発展に貢献するべきである。

福島原発事故を踏まえれば、ひとたび大事故が発生すれば市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、再エネを最大限導入するなど原発に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第１項の電力供給体制が構築されるまでの間において原発を稼働する場合は、既設発電所等の効率的な活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力規制委員会の規制基準を厳格に適用することはもとより、更なる安全性の確保と地域住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

**第26号議案　定款一部変更の件（２）　注　京都市単独提案**

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第15章　脱炭素社会の実現に向けた事業形態の革新

（発電事業の脱炭素化）

第53条　本会社は、脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新設及び同発電所の新設を前提とする電力受給契約の締結を行わない。

２　 本会社が所有する既設の石炭火力発電所及び電力受給契約を締結する石炭火力発電所については、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない持続可能な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

３　 本会社は、所有する既設の石炭火力発電所をはじめ、発電所から発生する二酸化炭素の総量に係る削減計画を策定し、開示する。

４　 本会社は、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言に基づくシナリオ分析を踏まえ、中長期的な気候関連のリスクと機会を開示する。

５　 本会社は、二酸化炭素の排出削減を推進する経営体制を確保するため、ＥＳＧ要素に連動する役員報酬を導入する。

【提案の理由】

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、エネルギー供給事業者が担う役割は大きい。

温暖化対策の強化に向け、「ゼロカーボンビジョン2050」を策定するなど、ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニーとしての姿勢が示されたことを歓迎する。今後、真に2050年カーボンニュートラルを実現するためには、着実に、地球温暖化の防止に向けたパリ協定の1.5℃目標に整合する事業運営を実施していく必要がある。

二酸化炭素を排出する石炭火力発電所を新設しないことだけにとどまらず、既設の石炭火力発電所についても、二酸化炭素回収・貯留・利用の技術が実用化された時点で速やかに同技術を導入し、二酸化炭素を排出しない電力供給体制へ転換する必要がある。また、気候変動関連リスクを踏まえ、気候変動に関する財務情報開示を積極的に行うなど、脱炭素を軸とした新しい価値と中長期的な視点を持ち、持続的な成長を果たしていくべきである。